

■ 開発行為協議申請書の提出書類一覧表

正1部、副1部提出(副は正の写しでも可)

No.	提出書類	様式	備考
1	開発行為協議申請書	様式-1	
2	委任状	任意様式	<ul style="list-style-type: none"> ・提出者が代理人の場合のみ必要 ・開発許可申請に提出するものの写しでも可
3	印鑑証明書	-	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日前3か月以内のもの ・委任状が開発許可申請に提出するものの写しである場合は不要
4	設計説明書	細則第1号様式 (※1)	<ul style="list-style-type: none"> ・開発許可申請に提出するものの<u>写し</u>
5	開発区域の土地またはその土地にある工作物に関する調書	細則第4号様式 (※1)	
6	土地登記全部事項証明書	-	<ul style="list-style-type: none"> ・協議申請日前3か月以内のもの ・開発区域に該当するもの(関する区域は不要) ・写しでも可
7	開発区域位置図	-	<ul style="list-style-type: none"> ・開発許可申請に提出するものの<u>写し</u>
8	土地利用計画図	-	
9	給水施設計画平面図	-	
10	道路計画縦断面図	-	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに道路を造成する場合のみ必要 ・開発許可申請に提出するものの<u>写し</u>
11	道路計画横断面図	-	
12	公図(字限図)	-	<ul style="list-style-type: none"> ・開発許可申請に提出するものの<u>写し</u>

※1 細則とは、京都市都市計画法施行細則のことをいう。

■ 給水施設(水道管)設置願書の提出書類一覧表

正1部、副1部提出(副は正の写しでも可)

No.	提出書類	様式	備考
1	給水施設(水道管)設置願書	様式-3	
2	委任状	任意様式	<ul style="list-style-type: none"> ・提出者が代理人の場合のみ必要 ・押印及び印鑑証明書は不要
3	開発行為許可通知書	-	<ul style="list-style-type: none"> ・京都市発行のもの<u>の写し</u>
4	協議書	様式-2	<ul style="list-style-type: none"> ・京都市上下水道局発行のもの<u>の写し</u>
5	土地登記全部事項証明書(※1)	-	<ul style="list-style-type: none"> ・最新のもの ・開発区域に該当するもの(関する区域は不要) ・写しでも可
6	開発区域位置図	-	<ul style="list-style-type: none"> ・開発許可申請の審査済印の押印があるもの<u>の写し</u>
7	土地利用計画図	-	
8	給水施設計画平面図	-	
9	道路計画縦断面図	-	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに道路を造成する場合のみ必要
10	道路計画横断面図	-	<ul style="list-style-type: none"> ・開発許可申請の審査済印の押印があるもの<u>の写し</u>
11	公図(字限図)	-	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日前3か月以内のもの ・開発許可申請時から変更がない場合は、審査済印の押印があるもの<u>の写し</u>でも可
12	水道管私有地埋設承諾書	-	<ul style="list-style-type: none"> ・私有地に水道管を設置する場合のみ必要

※1 所有者移転手続中である場合は、移転中であることが分かる書類を添付すること。